

江戸期三貨制度の萌芽

中世から近世への貨幣経済の連続性

にしかわ ゆういち
西川 裕一

要 旨

わが国独自の貨幣制度といわれる江戸期三貨制度は、中世における銭貨（渡来銭）を中心とした貨幣経済に、貴金属として高い素材価値を有する金や銀を加えて、それぞれの交換価値を定め、貨幣としての体系を整えた制度である。

この三貨制度は、一朝一夕に形作られたものではなく、古代における皇朝銭の鑄造と途絶、中世における渡来銭を中心とした銭貨経済の発達、地金としての金や銀の使用面における役割の変化、中国を中心とする東アジア経済圏における海外交易の状況、時々々の為政者による国家支配への政治的目論見といった諸要因が複雑に影響し合い、長い醸成期間を経たうえで生まれたといえる。

中世における銭貨をベースとした貨幣経済に、国際決済手段として用いられていた銀は秤量貨幣として導入され、一方、金については、形状、品位、および量目といった規格が統一され、額面が付されるなど、貨幣としての形態を良く整えたものとして制度化された。この金貨を価値基準として貨幣制度の中心に据えたところにわが国独自の特徴を見出すことができ、徳川幕府ができるだけ海外の影響を受けないわが国独自の安定した貨幣制度を構築しようとした姿が窺える。

キーワード：三貨制度、金貨、銀貨、銭貨、渡来銭、東アジア経済圏

本稿作成に当たっては、新保博神戸大学名誉教授から有益なコメントを頂戴した。ただし、本稿中のあり得べき過ちはすべて執筆者個人に帰するものである。

西川裕一 日本銀行金融研究所研究第3課（E-mail: yuichi.nishikawa@boj.or.jp）

1. はじめに

江戸時代は、貨幣制度がそれ以前の主として中国の影響を受けた制度からわが国独自の制度へと移行した画期的な時代であったといわれている（安国 [1997]）。すなわち、江戸幕府を開いた徳川政権は、中世から広く一般に用いられていた銭貨に加え、銀を秤量貨幣の形で導入し、さらに戦国時代からの鉱山開発の結果獲得された金を貨幣制度の中心的存在として位置づけたのである。

銭貨は、中国を中心とする東アジア経済圏において、古くから国際決済通貨として流通していたといわれている。素材価値の低い銅でできた銭貨が貨幣として機能する交易圏では、銭貨を貨幣として認識する共通のルールが存在していたと考えられる。こうした銭貨の流通は、日本では中世後半、室町時代から戦国時代にかけて広く社会に浸透していったといわれている。また、銀についても、同じ東アジア経済圏での海外取引において、地金としての銀が交換手段として広く用いられていた。こうした国内で使用されていた銭貨と、国際決済用通貨として用いられていた銀が、ほぼその使用形態に合わせた形で、江戸時代の貨幣制度に取り込まれたのは自然な流れであったと考えられるが、それではなぜ、金貨もこの制度に導入されることになったのだろうか。金は古くから高い交換価値をもったものとして認知されてきたものであるが、これが一定の規格をもって貨幣的な役割を果たすようになるのは、甲州武田氏が量目の規格を統一した甲州金を使うようになった頃であると考えられる。しかしながら、実質価値をもった金を価値基準として貨幣体系の中心に据えるという発想がどこから出てきたのかという疑問について、直接的に明らかにする資料は今のところ見当たらない。

こうした金貨・銀貨・銭貨によって構成される江戸期三貨制度を考えていくうえでは、わが国における貨幣経済の歴史の変遷について整理することが必要と考えられる。本稿では、まず中世の貨幣経済について整理し、それらが近世の貨幣制度にどのように繋がっていくのかを明らかにしてみたい。

以下、第2章では、まず中世から近世にかけて貨幣的役割を果たしたと考えられるものの機能や役割について、時代間での変化等を踏まえながら考察を試みる¹。具体的には、金、銀といった地金や、それを鑄造してできた金貨、銀貨、また卑金属である銅でできた銭貨、米や布などの物品貨幣といったさまざまな貨幣的役割を担ったものを、取引形態、使用機会、取引価値の違いをもとに、それぞれの機能性を探ることとする。第3章では、古代から中世にかけての貨幣経済を概観したうえで、わが国および中国の銭貨がどのように使用されたのかを整理する。また、近世へと移り変わる過渡期において、わが国経済の実権を握り、近世社会を生み出すのに功績を果たした織田信長、豊臣秀吉の政治や経済に対する考え方を明らかにしな

1 本稿では、「中世」の始まりを1192年の鎌倉幕府成立に求めるとし、また「近世」の始まりについては1603年の江戸幕府成立に求め、1601年の慶長金銀貨の発行と併せ、政治・経済の仕組みが新しいフェーズに突入したと捉えることとしたい。

がら、その中で貨幣がどのように位置づけられ、どのような役割を与えられていたのかを考察する。第4章では、その信長と秀吉の全国統一事業を継承して江戸幕府を開き、幕藩体制を確立した徳川家康の、金貨・銀貨・銭貨という3種の貨幣に対する考え方をひも解きながら、貨幣制度に金貨や銀貨が導入されていった要因について検討するとともに近世貨幣に対する徳川幕府の体制について触れ、その中で金座の管理をとくに厳格にした背景を考察する。第5章では残された課題について触れる。

2. 中世において貨幣的役割を果たしたもの

まず、わが国で使用された貨幣的な役割を果たしたものについてその歴史を振り返ってみると、古代には、矢じりや稲もみなどが物品貨幣としてやり取りされたといわれている。その後、和銅元(708)年に和同開珎が朝廷により発行されてから、わが国でも本格的な銭貨鑄造が行われることとなった²。そして和同開珎の後にも、万年通宝から乾元大宝まで11種類の銅銭が鑄造・発行され、これら12の銅銭は皇朝十二銭と呼ばれている。当時の銭貨の使用は、主に寺院や宮殿の造営費として物資購入や人夫への賃金として朝廷から民間へと供給され、それが東西市における商品売買などに用いられたといわれている。なお、これら銭貨の使用は、京とその近隣地域を中心とした限定された地域において、貴族ならびに市場関係者の間での取引に限られていたようである。その後、国司の官稲出挙³を基本とする財源が機能しなくなったことに伴う財政事情の悪化や、銅の枯渇などを理由に、朝廷が改鑄のたびに銭貨の質を悪化させていったため⁴、庶民の間に銭貨に対する信用低下から銭離れが起こり、これら皇朝銭は10世紀末に鑄造が停止されることとなった。

その後、平安末期になると、二毛作による農業生産の増大や織物や鍛冶など手工業の発達を背景として交換経済が拡大し、再び銭貨の需要が高まっていった。こうした中、中国の銭貨が交易を通じて国内に流入し、次第にわが国でも取引支払手段として使用されるようになっていった。中国銭貨のやり取りを記録した資料としては、安元2(1176)年に作成された土地や家屋の売渡証書である估却状⁴があり、売買金額を中国銭(宋銭)で記載するように定められたものが存在している(阿部[1972])。

2 奈良県明日香村の飛鳥池遺跡より富本銭が数十点発見され(平成11年1月19日、奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部発表)。これを日本最古の貨幣とする意見もみられているが、貨幣として機能・流通したかという点については、貨幣の定義を含め、今後十分な検討が必要と思われる。

3 「出挙」とは春の植え付け前に稲種を貸し付け、秋の収穫時に利稲を付して返還せしめる制度のこと。中央政府が官稲を貸し付ける公出挙と、私人が私稲を貸し付ける私出挙とがあった。当時、朝廷は、国家の財政収入を本来の農民の貢納ではなく、国司の官稲出挙に依存していたが、国司が自ら低利の国稲を借りて、人民に高利で貸し付けるといった行為が行われるようになり、人民がこれに耐えかねて家や田を捨てて逃亡するなど債務を放棄する動きが目立つようになって財政収入の基盤が崩れていった。

4 新しい銭貨を鑄造する際の原料銅の入手が困難であったようであり、改鑄の都度、貨幣の形状は小型化され、銅の純分量も減少して、その実質価値は低下していった。

また、室町時代以降も、引き続き中国から大量の銭貨が流入したが、これらの渡来銭だけでは経済の規模拡大に応じた必要量を満たせない状況となり、渡来銭を真似た模鑄銭（私鑄貨幣）が鑄造され、使用されるようになった。

その後、戦国時代に入ると、各地の戦国武将たちは財源強化のために競って金銀山の開発を試み、産出された地金としての金銀は軍用金として使用・貯蔵されたり、論功賞賜用にこれまで使用していた限りある土地を補う形で使用されることとなった。さらに、京都・奈良・堺等では金銀の両替売買を営む「金屋」、「銀屋」と呼ばれる業者が出現し、貴族や寺院は貢租や贈物として獲得した金銀の地金を銭貨に替えて支払いに用いたり、遠隔地への支払いや携帯のため金銀を購入するといった動きがみられた（小葉田 [1958]）。

以上に述べた、中世において貨幣的な役割を果たしたものをピックアップし、その取引形態、使用機会、使用者等について、特徴をまとめたものが表1である。

表1 中世における貨幣的な役割を果たしたものの特徴

	取引形態	使用機会	使用時の容易性	主な使用者	価値	海外との関係
金	砂金、讓葉金、蛭藻金、大判	高額取引の決済、家臣への恩賞、貴族・皇族・大名等への献上、軍用金	砂金は持ち運びに苦勞し、取引時の計量も苦勞を要した。時代を経て形状が板状になると、持ち運びが楽になり、計量も容易化。	上級武士、皇族・貴族	非常に高価地金価値	平安時代後期の日宋貿易の興隆に伴い代価輸出物として盛んに輸出される。
銀	切銀、灰吹銀	一般取引の決済、家臣への恩賞	取引時に計量を必要とし、切遣いにより取引された。	商人、武士	高価地金価値	戦国時代後期になると、海外からの引き合いが強まる。
銭貨	中国銭（本銭、模鑄銭）	小額取引の決済	そのまま取引手段として使用可。	商人、下級武士	安価地金価値は低い	中国から輸入、供給量は中国の銭貨事情等に左右される。
物品貨幣	米や布など	小額取引の決済、貢租納入	そのまま取引手段として使用可。ただし、価値保蔵面で劣る。	商人、農民	実質価値	海外からの影響は少ない。

こうした中世におけるそれぞれの貨幣的役割を果たしたものの機能も、16世紀後半における中国からの銭貨の輸入停止、金銀山の積極的な開発といった要因により、次第に状況が変化していくこととなる。

次章では中世社会の特性、およびそこで用いられた貨幣的役割を果たしたものの使用状況を考察し、その時々々の公権力がどのような姿勢でそれらに対して臨んだのかをトレースして、近世の貨幣経済にどのように引き継がれていったのかを考えてみることにする。

3. 中世の貨幣経済

(皇朝銭の鑄造途絶)

奈良時代の直前、和銅元(708)年の和同開珎発行により本格的に開始された律令国家の造幣事業は、皇朝十二銭の12番目の銅銭となる乾元大宝(天徳2<958>年発行)を最後に途絶した。

この皇朝銭の鑄造途絶は、原材料である銅の枯渇、および改鑄に伴う銭貨の質の悪化による信用低下が主な理由であると前に述べたが、ここではこの要因について皇朝銭の使用者側、および発行者側という双方の観点から今一度掘り下げてみることにする。

まず皇朝銭の使用者サイドからみると、9世紀後半には、早くも銭貨への信用が揺らぎ始め、10世紀後半になると銭貨流通は停滞してくる。『日本紀略』の記事には、銭貨流通が途絶した時点の現象として、「近来世間、銭を嫌ふこと尤も甚し」との記述があり、銭貨がその受取りを拒否されている様子が窺える。さらに『日本紀略』には、こうした銭貨の使用を忌避する民衆に対し、朝廷が検非違使に命じて銭の使用を強制させようとする記述がみられるほか、永延元(987)年11月27日の項には十五大寺に80人もの僧侶を集め、7日間にわたって銭貨の流通を祈願させた、といった事例も記載されている。井上[1999]は、こうした状況を捉え、銭貨は財との交換の中では少しも不足していないし、むしろ目前にあって忌避されている状況が窺えると指摘している。また、朝廷が財政収入の増加を図ることを目的として、新しい銭貨を発行する際、新銭を旧銭の10倍の価値で通用させようとした旨が、新銭発行の際の詔勅に記されている。実際の取引において、かかる比率がどこまで遵守されていたかは定かでないが、それまで人々が所有していた銭貨の価値が、新銭発行により大きく揺らいだことは間違いないと考えられ、銭貨を所有し使用すること自体への信用も低下した可能性が高い。このように銭貨使用者が朝廷発行の銭貨を利用しなくなったのは、銭貨の質の低下といった外面的な理由だけではなく、銭貨使用そのものに対する信用低下といった内面的な要因も働いていたことが指摘できよう。

次に、皇朝銭の発行者である朝廷が銭貨鑄造を断念するに至った要因については、従来、官営鉱山の生産量低下に伴い、銅・錫・鉛などの原料調達が困難になった点が指摘されている。ただ、中島[1999]は、私営の鉱山で採掘された銅の流通記録が残されていたり、中国などから銑鉄を輸入していた可能性が存在することを指摘し、朝廷に貨幣発行の強い意思さえあれば、事業の継続は十分可能であったのではないかと、との見解を示している。こうした点の真実を見極めるには、今後、皇朝銭発行者が鑄造途絶した直接的な理由について書かれた資料の発見を待たなければならぬ。

(渡来銭の流通)

さて、皇朝銭の鑄造が途絶して新規の供給がなくなると、銭貨の流通は継続できなくなり、実際の支払い等は米や絹・布などによって代替されることになった。これは、米・絹・布といった「物品貨幣」が銭貨を代用し得る交換機能および価値尺度機能を有していたことの現われとも捉えることができよう。なお、こうした一般的交換手段としての米・絹・布の利用は、皇朝十二銭が発行される前に溯ることができるが、皇朝銭が使用されていた時期においても、これら物品貨幣の使用が一貫して続いていたことは間違いないと考えられる。中島 [1999] は、こうした物品貨幣は朝廷からみれば貨幣発行の手間が不要であり、使用者からみても最も安定感のある伝統的な価値尺度として機能したと考えられることから、11世紀から12世紀にかけてはこうした使用状況が続いたと述べている。

物品貨幣が広く使用される状況を朝廷が容認していた中であって、12世紀末頃から日宋貿易を通じ、大陸から銭貨（渡来銭）が持ち込まれることになる。井上 [1999] によれば、渡来銭の流通は13世紀前期にまず絹・布といった物品貨幣の交換機能を吸収し、次いで13世紀後期には米の交換機能を一部代替した（ただし米も交換媒体として残る）。さらに、14世紀初頭に至ってあらゆるモノの価値の統一的尺度として確立することとなり、渡来銭は貨幣としての機能を本格化したと述べている。

国内での渡来銭使用が起こり始めた12世紀末期から、幕府はその流通を繰り返し禁止している。これは渡来銭の流入が経済界を混乱させ、^{こがぼう}估價法（公定換算率）を動揺させると考えられたからであった（脇田晴子 [1985]）。しかしながら、幕府が渡来銭の使用を禁止したにもかかわらず、逆に流通は拡大していき、その後明確な撤回令が発せられないまま、通用の実態が前提となって、なし崩し的に渡来銭が市民権を得ていくことになった。

こうした渡来銭使用の広がりには次の理由によるものと考えられる。まず、銭のもつ素材価値についてみると、銅地金としての価値は貨幣通用価値の3分の1～4分の1程度であったといわれ（中島 [1999]）、その実質価値が裏づけとされてやり取りがなされたとは考えにくい。また、10世紀以前に皇朝銭が使用されていたという過去の実績が抛り所となって復古的に使用された可能性については、前述のとおり、朝廷による新貨幣の強制通用策により銭貨価値が大きく揺らいだことを嫌気して、銭貨使用者がその使用を放棄したとの見方が強いことから、この要因は希薄であったと考えられる。井上 [1999] は、渡来銭の使用が開始された理由について、渡来銭が「自国発行のものでない」という点、つまり貨幣価値へのわが国の朝廷や幕府といった公権力の介入権を全く許さないという渡来銭のもつ「中立性」にこそ信認の根源が求められたためであると述べている。また中島 [1999] は、貿易商人が銭貨の現物とともに、大陸での銭貨使用状況を伝えたことにより、わが国の庶民が安心感をもって銭貨を受け取り、通用が始まったとの見方を示している。このほか、相当量の銭貨が、流通不足の心配をもたらすことなく継続的に追加供給されたことも重要な点であったと考えられる。仮に銭貨の供給が極端に不安定であれば、渡来

銭がここまで信用されて取引に使用されることはなかったはずである。いずれにせよ、渡来銭が受容された背景を一つに絞るのは難しく、結局は以上に述べたさまざまな要因が重なりあって信用力が安定し、使用が広まっていったと考えるのが妥当であろう。

(室町幕府の渡来銭に対する考え方)

以上のように、渡来銭は、米・絹・布といった物品貨幣に代わる新しい交換手段として、社会に受け入れられ、広く浸透していくことになる。渡来銭は社会的要請に根ざした使用がなされたため、前述のとおり、幕府は当初何度かその流通を阻止しようと試みたものの、結局それを抑えることはできなかった。

既成事実の前に敗れた形の朝廷や幕府といった公権力は、14世紀前半に鎌倉幕府を倒した後醍醐天皇が、銅銭を鑄造し、楮(紙幣)と併用させる方針を示した詔を発した一件を除き、貨幣の問題について明確な形での積極的な介入を行っていない⁵。中島[1999]は、渡来銭を中心とする中世の貨幣システムは、流通の現場では十分自律的に機能しており、たとえ後醍醐天皇が銭貨を鑄造していたとしても、それを受け入れるかどうかの主導権は完全に流通の側にあつて、朝廷側が国家的通貨管理を行うのはおよそ不可能であったと述べている。

ただ、これらの事実を前に、中世における時の公権力は貨幣を管理する力がなかったと断言できるであろうか。脇田晴子[1985]は、室町幕府は銅銭輸入権を一手に握っており、これが国内の市場操作や統制面での大きな効果をもち、全国を経済面から抑えるうえで大きな機能を果たしたとの見方を示している。また神木[1991]も、室町幕府の政策は、銅銭の独占的輸入によって国内経済における経済的地位の強化を図ろうとしたものであると述べている。つまり、中世の時の公権力は、貨幣の鑄造・発行権を独占するまでには至らなかったものの、中国からの銅銭輸入権を一手に独占することで、十分に貨幣管理の機能を果たしていたとも考えることができる。

もっとも、その後の経済発展に伴い、中国から輸入する銭貨だけでは足りない状況が生まれたため、渡来銭の流通を補完し、これに取って代わる独自の通貨を作り出す動きがわが国民衆の間で広がっていった。つまり、国内で中国銭を鑄写鑄造した模鑄銭と呼ばれる銭貨が流通したのである。これは、15世紀中頃に鑄造されたと考えられる模鑄銭の中に、日本産の鉛が使用されている例が報告されていることから裏づけられる(齋藤・高橋・西川[1998])。

5 この後醍醐天皇による通貨発行計画は、貨幣の鑄造発行権を掌握することにより、天皇の権威を全国に徹底させるとともに、座や市場商業を一元的な貨幣政策のもとに統制できる、中国銭を排除し、わが国独自の貨幣制度を確立することは、独立国家としての体面を維持し、朝威を高めるために有効である、といった背景から生じたものと考えられるが(日本銀行調査局[1972])、国を支配するために通貨を発行するという発想があったとすれば興味深い。

(中世貨幣の動揺と撰銭令発布)

中国では、明の時代に入ると、それまでの宋や元といった時代には主として高額取引に用いられていた銀が、小額取引にも用いられるようになって、社会の上流・下流を問わず、各方面で使用されるようになった(加藤[1991])。この結果、中国ではそれまで広く用いられていた錢貨が、次第にその役割を銀貨に譲ることとなり、錢貨の使用機会が急激に減少していったのである。こうした中国における貨幣経済上の変化が、わが国の一部の商人や大名に知れわたることとなり、大陸の影響を受けやすい中国地方から北部九州にかけての地域では錢貨の価値が不安定化し、次第に明錢の撰銭行為⁶が見受けられるようになっていった。そして、文明17(1485)年に、当時、山陽・山陰といった西日本一帯を支配し、交易を行うことで中国の経済事情に精通していたと思われる大名大内氏により、国内初の撰銭令⁷が発せられた。15世紀以降、わが国の経済構造が変化する中で、明における通用状況と重複するかのようになり、人々はある一部の渡来錢の受取りに不安を覚えて撰銭を行うようになり、明錢の忌避という事態に発展したのである。いったん撰銭が広まると、各人が各錢種に認める価値の基準不統一が浮き彫りになり、通貨の安定回復は困難な状況となった。中世貨幣の秩序はこれまで外部の権力等に依存することもなく、流通の現場で自然に保たれていたのが、短期間のうちにそうした自律性が大きく損なわれていったのである(中島[1999])。

こうした状況を目の当たりにした室町幕府は、一連の撰銭令を発布し、指の切断や死罪といった厳重な罰則を掲げて不法な撰銭行為の取締りを行うなど、本格的な貨幣統制に乗り出していった。この幕府の動きに対しては、一般の人々も歓迎する反応をみせたといわれている。幕府や大名の撰銭行為を規制する姿勢が急速に積極化した理由については未だ明らかにされていないが、次のような推測は成り立ち得る。例えば、地方で遠隔地取引を行っていた商人などは、各地における錢貨の交換価値が異なっていたのでは、商取引を円滑に進めることが難しかったであろう。こうした地方商人が各種錢貨の価値基準を定めて錢貨の信用確保を行うよう強く幕府に求めたという可能性もある。また、一般の商取引においても撰銭の手間がかかる分だけ取引コストが生じていたはずであるが、商取引が円滑に行われることを望んでいた幕府としても、錢貨の通用秩序を安定させ、商業活動の規律を保つことを重要視したと考えられる。このように渡来錢を軸に形成されていた中世の貨幣システムが動揺を来した際には、錢貨の通用秩序再建の切り札として、公権力により権威づけられた錢貨の使用基準が、当時の経済社会から要請されたのであろう。

その後、西日本一帯では、それまで土地取引や手形取引などにおいて米遣いと錢遣いとが併存していたにもかかわらず、永禄11(1568)年後半から数年のうちに、錢遣いが姿を消して米遣いが中心となるといった急激な変化がみられている。この理由について、黒田[1999]は、わが国と中国福建との間で行われていた密貿易に

6 貢納や商取引の際、通用価値の低い錢貨の受取りを拒否し、精錢による支払いを要求する行為。

7 撰銭行為を制限し、錢貨の通用基準を示した法令。

において、わが国で産出した地金としての銀を輸出し、同地から銭貨を輸入するという関係が成立していたが、1570年前後における密貿易規制ならびに中国福建へのスペイン銀の大量流入により、同地からわが国に対する銭貨輸出が停止してしまったことが原因であると述べている⁸。つまり、中国銭貨の継続的な供給が停止されたことで、米が果たし得る交換機能が改めて脚光を浴びることとなり、国内の経済活動が活発化する中、相対的な取引ウェイトが銭貨から米へとシフトしたと捉えるのである。

(織田信長の撰銭令)

上記のように中国福建からの銭貨流入が不足を来し始めた状況にあって、銭貨流通の停滞に伴う経済状況の混乱に危惧の念を抱いた織田信長は、永禄12(1569)年2月に「定精選条々」という撰銭令を発し、悪貨1枚を精銭1枚に対して、2分の1、5分の1、10分の1の価値比率にそれぞれ分類して活用するように命じている。銭貨流通量の絶対的不足という現状に、悪貨を可能な限り利用することで対処するものであって、信長の為政者としての経済感覚の確かさを示している。

さらに信長は、この撰銭令の補足として同年3月に発した「精撰追加条々」において、米の貨幣的取扱いの禁止、高価商品の売買における金銀使用を命じている。このうち、米による物品売買の禁止については、当時の西日本における銭貨の使用度合いの低下、それに代わる米の貨幣的使用を見据え、それを予防的に禁止したものと考えられる。すなわち信長は、需給バランス等の要因により価値が変化する米を物品貨幣として管理するのは困難であると判断し、経済活動の長期安定を図るためには銭貨を管理することが不可欠であると考えたのであろう。こうした信長の判断は、後にヒックス[1970]が示す「均質な貨幣でない限り、国家はその管理について介入できない」という指摘にも通ずるものがあると思われる。また、この「精撰追加条々」の内容でもう一つ注目されるべきものは、地金としての金銀の流通を、信長が為政者として初めて積極的に推進させたことである。高価商品の売買に金銀使用を進めることにより、これまでこの分野で使用・拘束されていた銭貨を一般商品取引に限定させることとし、同一重量で銅よりはるかに価値があり、軽量の授受で済む貴金属を実用的な貨幣として使用することで、銭貨の不足を緩和させようとの意図が働いたと考えられる。それだけでなく、信長は同条項で金10両＝銭15貫文、銀10両＝銭2貫文(したがって両者から金1両＝銀7.5両＝銭1.5貫文)であると定め、ここに地金としての金・銀、および銭貨の比価を導入・規定している。砲弾・火薬等一式の新兵器の調達・維持に必要な巨額の軍事費を、銭貨ではなくて金銀地金によって調達した信長にしてみれば、中世社会の通貨的機能を果たすもの

8 「漳州をベース基地とする1540年から盛行を迎える環シナ海密貿易が、西日本地域の銭需要に応じて、各種の私鑄宋銭を継続的に追加供給し、日本では基準銭を通用銭から差別化して用いる状況になっていたが、福建における1567年の公認貿易への転換、そして1570年からのスペイン銀を媒介とする地球規模の交易網へのリンクにより、日本向けの私鑄銭生産と輸出が停止した」(黒田[1999])

として、新たに高い決済価値を有し購買力が高い金や銀を加える必要を痛感したのは当然であろう。こうして信長は「精撰追加条々」により、米の貨幣的使用の道を閉ざして、比価の公定によって銭と金銀とを対応させ、銭使用を一定の枠内にとどめて貨幣制度の安定を目指したのである。こうした動きは、近代における貨幣制度を形作る端緒として大きな意味をもち、金貨・銀貨・銭貨という3種の貨幣を巧みに用いた江戸期貨幣制度である三貨制度の先駆をなしたといえよう(三上[1996])。

このほかにも信長は、自らの管理が行き届く城下町安土に楽市楽座令を発して、限定された範囲ではあったが自由な商取引を認め、周辺の関所を撤廃することで物流を促し、この地の商業活動を活発化させることに成功した。安土において商業システムの制度的対応を図ったことは、それが近世の各城下町における自由な商業活動へと受け継がれていった点で評価すべきものと考えられる。

(豊臣秀吉の政策)

この織田信長の後を継いで天下統一を果たした豊臣秀吉は、全国に所在する金山・銀山について、それを所領する大名の責任において運上金を上納させる仕組みを整えるなど、鉱山の支配に力を注ぎ、富の源泉の直接的掌握を目指した。秀吉が天正16(1588)年頃から御用彫金師であった後藤徳乗に鑄造させた天正大判などは、おそらくこうした運上金を原料地金としたものだと考えられる。これらは主として贈答用に用いられたため一般の流通貨幣とは言い難いが、軍用金として多大な購買力を持ち、運搬貯蔵の面で利便性が高く、また限界のある土地に代わる論功賞賜用の適切な物財として効果を発揮したといわれている。決済性に優れた金銀地金の貨幣的使用を自らが率先して行い、それを周囲に広めて徐々に定着させていった点において、秀吉の積極的意義は高く評価されよう。

ところで、秀吉が明智光秀を打倒した直後から開始した太閤検地は、土地を米の標準収穫量=石高によって表示・評価するもので、収租方式をそれまでの銭を基準としたもの(貫高制)から、米を基準とする石高制に転換する画期的なものであった。このほか、太閤検地の実施に伴い、土地所有者の一本化が図られた。すなわち、検地帳には一人の百姓のみが登録されることとなり、それまでの領主が所有していた土地権利は略奪された(脇田修[1991])。この結果、農民は在地領主の直接支配から解放されることとなり、近世になってその農民を支配していた武士が城下町での居住を強制されたことで兵農分離が完成する。これを基盤とした徳川幕府の幕藩体制では、軍事的必要から武士を城下町に集住させておくために、軍需物資はもとより、日常生活物資などの確保が必要とされ、それを供給する職人や商人たちによる経済活動が活発化して貨幣経済が発展することとなった。

4. 近世の貨幣経済

(徳川幕府の成立)

織田信長や豊臣秀吉によって行われた全国統一の事業は、秀吉の死後、徳川家康により継承された。家康はその統一を達成し、慶長8(1603)年に征夷大将軍に任じられて、江戸に幕府を開く。この過程を通じて家康は、従前からの大名で服属したものを外様大名、徳川氏の一族および家臣で大名に封ぜられたものを譜代大名として、諸大名を巧みに配置した。また慶長20(1615)年には武家諸法度を制定して転封・除封をいつでも行い得るようにし、さらに寛永年間(1624~1644)には参勤交代制を制度化して、大名を統制・制御する体制を築き上げていった。この間、従来の小土地所有の武家は次第に独立性を失い、大名の家臣に編入されていった。また公家・社寺の勢力も後退し、政治の圏外に置かれるようになった(日本銀行調査局[1973])。

さらに家康は、主要鉱山直轄による貨幣鑄造権の独占・掌握を実現し、金銀を社会資本としての貨幣に活用した。この豊富な金銀産出を背景に蓄積された金と銀、および銭貨とによって構築されたのが、三貨制度と呼ばれる江戸期貨幣制度であった。

(江戸期貨幣制度に金貨が組み入れられた理由)

江戸期貨幣制度の大きな特徴は、銭貨を中心とした中世の貨幣経済の中に、金や銀を原料とした貨幣が組み入れられて、幕府の許認可に従って鑄造され、流通された点である。慶長金銀の発行は慶長6(1601)年のことであった。中世末に銭貨流通がいかにか活発化したといっても、銭貨中心では高額決済時に大量の銭貨が必要となり、貨幣経済の発展に限界が生じていた。こうした中、金や銀といった貴金属を素材とした貨幣の出現は、貨幣経済を飛躍的に進展させることになった。兵農分離による城下町やその他への人口集中、参勤交代制に起因する遠隔地間における商品流通の出現が、中世経済とは大きく規模の異なる貨幣需要をもたらし、それに金銀貨が応じることとなった(日本銀行調査局[1973])。

家康が金銀貨を貨幣制度に組み入れた理由として、三上[1996]は、中世末に中国からの銭貨流入が減少して欠陥銭貨が大量発生することとなり、撰銭行動が社会問題化するといった苦い経験を踏まえ、中国からの好ましからざる作用を断ち切った形での貨幣システム構築が必要とされたことを指摘し、この結果、中国ではついに普及することのなかった金貨を独自に鑄造することにより、中国の通貨事情からの完全独立を果たしたと述べている。

三上[1996]が指摘するように、徳川家康が、銀貨だけでなく、当時の東アジア経済圏では例をみない金貨まで貨幣制度に組み入れたことは特筆すべき点であろう。ただ、この金貨導入に対する家康の判断は、果たして能動的なものであったのだろうか。

ここで、中世における金の使用状況をみても、前述のとおり、論功賞賜用の物財として使用されたほか、16世紀中頃からは年貢を金で納めるといった動きがみられた。小葉田 [1958] によれば、秀吉の時代に、蔵入地⁹の年貢がたびたび金の地金で納められたとのことである。天正11(1583)年3月、前田利家が秀吉と対戦する柴田氏の後詰として出陣する際、留守を預かる者に与えた書状に、年貢収取に金1枚¹⁰米100俵替とし、金をもって取り立てるよう命じており、年貢収取時の金と米との換算レートはその時点における米相場(金価格で表示されたもの)の変動に従うべきことが記されているという。また能登国鳳至郡および珠州郡では、天正13(1585)年100俵替、同14(1586)年120俵替、同15(1587)年140俵替の金納が行われたらしい。このほか、領主や社寺は、金と銭との交換価格について規定を設けたという。小葉田 [1958] によると、天文年間(1532~1555)後期のものである春日神社文書に、「金子は10両が銭20貫文、銀子は10両が銭2貫文と定め諸成物もこの旨をもって沙汰せしめよ」とあるほか、永禄11(1568)年6月の北条氏の懸銭定書に、「黄金は1両が銭1貫500文とし、この割合で納むべし」との記録がみられるとのことである。さらに、前述のとおり、金銀の両替売買を営む「金屋」、「銀屋」と呼ばれる業者が、16世紀後期、京都・奈良・堺などに出現するようになり、貴族や寺院が、貢租や贈物として獲得した金銀を支払いに充用するため銭貨に両替したり、遠隔地の支払いや携帯のため金銀を購入したりしている。

また、甲斐国に基盤をおいた武田氏が、領内の豊富な産金を利用して鑄造・発行した甲州金が出現したのも16世紀中頃からであり、中世末期には地金としての金が重量によってその価値が定められ、さまざまな取引手段に使用されている。

こうした状況を踏まえると、家康が貨幣制度に金貨を導入したのは、これまでにない新機軸を打ち出したというよりは、中世における金の使用状況を容認し、それまでの銭貨をベースとした貨幣経済の中に、それをうまく導入する形で推進するという判断によるものであったと考える方が自然である。家康は高い交換価値を有した金を、小判の形状にして品位と量目を統一することにより規格化したほか、慶長13(1608)年には通用銭を鑄銭に限定したうえで金1両 = 鑄銭4貫文と公定し、銭貨との交換価値を定着させて貨幣体系の中に位置づけた。そして、これが社会のニーズにうまく合致して受容された。

ただ、当時の東アジア経済圏においてわが国が置かれていた状況も、金貨を貨幣制度に組み入れる要因の一つとなったと考える見方もある。中国で生産された銭貨が日本国内で盛んに利用されていた頃、東アジア経済圏でも同様に中国銭が使用されていた。すなわち16世紀には、中国東南の沿岸部を中心に、北東は西日本から、南西はジャワ・スマトラまで、ちょうど東・南シナ海を囲む広い空間が、銭という財を通じて結びついていたと考えられている。また、1570年代になると、東南アジア地域に胡椒や絹などを求め、大量のスペイン銀貨が流入し、決済手段として盛ん

9 戦国時代における領主の直轄領のこと。

10 ここでいう金1枚とは、重さが10両(165.4g)の板状地金のこと。

に使用されるようになったといわれている（黒田 [1999]）。当時、日本商人も、絹を輸入するためにベトナム南部で交易活動を開始し、日本銀をベトナム産絹との代価として使用していたことを考えると、同地域における銀の交易状況の影響を大きく受けていたことは間違いない。このように、わが国における中世から近世にかけての時期に、周辺地域では地金としての銀が国際決済手段として使用され、また銭貨もやり取りがなされていた状況にあって、わが国もこうした地域との交易を通じ、貨幣システムそのものにも影響を受けやすい状況になっていたのである。このため、徳川幕府は、中世後期におけるそうした東アジア経済圏の状況を眺め、国内の決済用通貨としては海外の影響を受けにくい金貨にその機能を求め、貨幣制度に組み込んだと考えられる。

（銀貨導入の背景）

一方、家康が、金貨とともに徳川の貨幣制度に慶長丁銀・慶長豆板銀といった秤量銀貨を導入した背景についてみると、1590年頃から急速に発展した京都・大坂における銀遣いの状況が大きな要因と考えられる。西日本での銀遣いを決定づけたのは、石見国にあった大森銀山をはじめ、但馬国の生野銀山、および天正期（1573～1592）前後に産出量が増大した摂津国の多田銀山などが近辺に存在するといった地理的条件に加え、天正19（1591）年に、住友家の祖先である蘇我理右衛門が、泉州堺の津において、白水という外国人技術者から、銀銅吹分の方法を習得し、銀を大量に生産するようになったことが大きい。これをもとに住友家は莫大な利得をあげたが、後にこの新しい技術を大坂の銅吹仲間へも公開したことによって、畿内における銀の生産がさらに高まることになった（阿部 [1972]）。これにより、京都や大坂といった地域では、時代が近世へと変わる直前の時期に相当する1590年代より急速に銀遣いが行われるようになっていった。さらに、家康が銀遣いを認めてこれとあえて妥協したことについて、三上 [1996] は「庶民が豊臣と徳川を対等視するほどの豊臣鼻根だったからである。秀吉の遺産をもとに、秀吉の息子であった豊臣秀頼は依然として隠然たる力をもっており、そのような秀頼に心情的にくみすることの多い商人・町人層を、金貨の強制によって大坂方＝敵にまわすマイナスを避けるとともに、公鑄銀貨を秀頼の膝元に流すことによって、大坂城内に備蓄された金銀の貨幣への鑄造に制約を加え、つねに天下が徳川のものであると警告し、無言の威圧を加えるという政治的配慮を優先させたことによるものである」との考えを示している。いずれにしても、家康は、当時経済活動の中心的な役割を果たしていた大坂経済圏の混乱を回避し、わが国の経済活動を安定成長の軌道に乗せることを最優先課題として位置づけて、当時地域的に用いられていた秤量銀貨の貨幣制度への導入を決めたのであろう。また、銀貨が金貨と異なり秤量貨幣として導入されたのは、国際決済手段としての銀が秤量貨幣としての形態をとっていたことが大きく影響していると考えられる。

ところで、前述のとおり、東アジア経済圏で銀が需要される中にあって、近世の初め、わが国の良質の銀が中国商人やヨーロッパ商人の手によって大量に運び出さ

れるという状況が起きていた。ここで、幕府は慶長14（1609）年に外国貿易の決済における灰吹銀¹¹の使用禁止と、それに代わる慶長丁銀の使用とを命じている。これにより、慶長丁銀よりも品位の高い灰吹銀の海外流出は阻止できたものの、慶長丁銀の総鑄造量の80%が海外に流出することとなり、国内における流通銀貨の統一は一筋縄には達成できなかった（三上 [1991]）。

（公鑄錢貨導入の背景）

金銀貨幣の出現により、それまであった錢貨の機能が変化することとなった。中世において唯一の計数貨幣として機能していた錢貨が、近世においてはその役割を小額取引の決済用に限定されたのである。さらに寛永13（1636）年に質の良い寛永通宝が鑄造されるようになると、発行者である幕府は錢貨の流通監視にかかる労力を必要としなくなり、使用者も錢貨の質の善し悪しを心配する必要がなくなった。

ここに、徳川幕府による金貨、銀貨、および錢貨の鑄造・発行が開始されることとなったが、本格的な三貨制度の完成は、寛永通宝以外の錢貨通用が禁止される寛文10（1670）年まで待たなくてはならない。もちろん、この時点まで中世より使用されていた渡来錢や模鑄錢が全国を流通圏として通用していたと捉えることが可能で、こうした視点に立てば、錢貨をベースとした貨幣経済が中世の時代から受け継がれていたとみることもできる。

さて、徳川幕府主導により初めて本格的に鑄造・発行された錢貨である寛永通宝は、慶長金銀の発行に35年遅れての導入であったが、この長い歳月が必要であった理由としては、中国による政治的・経済的支配からの独立を切望する、徳川幕府の対外政策スタンスを指摘することができる。もともと日本は中国に従属的な冊封体制の下にあって、日本国王は中国から任命されるという建前をとっており、したがって貿易も朝貢貿易の枠内で行われていた（脇田修 [1991]）。その後、慶長20（1615）年の大坂夏の陣で豊臣氏が滅亡すると、徳川幕府が国内で絶大なる権力を握ることとなり、対朝鮮貿易や朱印船制度の確立などに成功を収めたことから次第に自信を深め、逆に中国を中心とした政治経済秩序の下に位置づけられるのを快しとせず、自らの正統性を主張するようになった。ただ、国としての対外的な独立を達成するためには、まず、東アジア経済圏の中で、徳川政権が日本の統一政権として認知されることが必要であった。このために、幕府としてはまず国全体を平定することが先決であり、武家諸法度や参勤交代制を制度化したのである。そして、こうした国全体を統制・制御するシステムが十分に機能することを見極めたうえで、初めて公鑄錢貨の導入に踏み切ったと思われる。このため、結果として30余年という長い調整期間を必要としたのである。徳川幕府として初めて本格的な全国生産を行った錢貨にわが国の元号を彫り込んだのは、国家独立の意思表示の現われとも考

11 灰吹法によって製錬した良質な銀。灰吹法とは、銀鉱石に鉛や鉛鉱石を吹きあわせて含銀鉛とし、灰吹皿によって銀と鉛を分離する製錬法のこと。

えられ、銭貨公鑄という行為は後の鎖国に繋がる重要なステップとして位置づけることができるのではないだろうか。

その後、17世紀後半になると、当時の人口の約8割を占めていた農民が余剰生産物から利益を上げることを認められ、小額取引における銭貨の使用機会が徐々に増大して、それまであった銭貨のボリュームだけではどうしても足りない状況となった。この結果、寛文8(1668)年の江戸亀戸銭座における寛永通宝の大量発行へと繋がり、もはや流通量も少なくなっていた寛永通宝以外の銭貨が駆逐される形で、寛永通宝による銭貨の統一がなされたのである。

(近世貨幣の管理体制)

徳川家康が貨幣経済に果たした意義は、中世において地金的な使用を行っていた金を、小判の形状にして品位と量目を統一し、さらに銭貨との交換基準を定めることにより、銭貨を補完する高額貨幣としての位置づけを行ったことにある。これが、中世の銭貨を中心とした貨幣経済における、銭貨供給の不安定性に伴う問題を回避し、これまで以上の高額取引を容易とした点は、大いに評価することができよう。

近世社会では、さまざまな目的のもと、金貨、銀貨、銭貨が徳川幕府の管理下で発行されたが¹²、それらの特徴は、表2のようにまとめることができる。

表2 近世初期における貨幣と身分階層との関係

	主な使用者	使用機会	使用形態	鑄造場所	鑄造場所の管理形態
金貨	上級武士、豪商	高額売買取引の決済、家臣への恩賞、大名等への献上	高額決済を行う場合は包金の状態でやり取り、小額決済の場合は適宜銀や銭と両替して使用	金座	幕府が任命した特定町人に運営を任せ、勘定奉行がそれを支配・管理
銀貨	商人、武士、手工業者	一般売買取引の決済、設備投資	銀座高額決済を行う場合は包銀の状態でやり取り	銀座	幕府が任命した特定町人に運営を任せ、勘定奉行がそれを支配・管理
銭貨	農民、商人、手工業者、下級武士	小額売買取引の決済、貢租納入	まとまった額になる場合は銭縷の形で使用	銭座	幕府が特定町人に鑄造事業を請負わせる形

12 徳川幕府の金貨、銀貨、および銭貨の鑄造・発行に関する管理体制の詳細については、大貫[1999]を参照。

幕府は、これら金貨、銀貨、銭貨の鑄造を、それぞれ金座、銀座、銭座で行うことを定め、その作業を武士階級（＝官僚）ではなく特定町人に任せただけだが、これは武士階級ひいては米遣いの経済が貨幣によって不健全化されるのを避けようとの深慮があったためという見方もある（三上 [1996]）。このうち、それまで地金的な使用がなされていた金については、貨幣として規格を統一したうえで一定の価値を与え、かつ使用者から信用が得られる一定の形状や品質を保つ必要があったため、鑄造時には相応の技術レベルを維持していくことが不可欠であったと考えられる。金を貨幣制度の中心に据えようとした徳川政権の意図は、金貨を鑄造する金座の管理が他の鑄造機関に比べかなり厳格であったところにみることができるのではないだろうか。

5. 残された課題

江戸時代の三貨制度は、徳川政権によって確立されたわが国初めての独自の貨幣制度であるが、この制度は徳川政権が民衆に押しつけたものではなく、当時の社会環境がこうした制度を受け入れるのに十分なだけ成熟していたために形成し得たと考えることができよう。つまり、わが国で貨幣が広く社会で用いられるようになったといわれる中世以降、さまざまな形での経済活動の活発化や、時々々の為政者の政策を背景として、社会の中で貨幣制度を受け入れる環境が整っていたことが、三貨制度が社会に根づいた大きな背景として指摘できると思われる。徳川政権による貨幣制度の確立過程は、幕府が、貨幣的機能を果たすさまざまな形態の手段が混在し、混沌としていた経済秩序を統一することにより、貨幣手段を一種の国家貨幣として纏め上げていったプロセスとみることができよう。

古代、中世、および近世といった、それぞれの時代における貨幣経済の姿については、これまでも多くの先達による業績が残されている。本稿はこうした業績を中世から近世まで一貫した歴史として整理し、そこに、江戸時代の貨幣制度の確立に繋がる中世以降のさまざまな貨幣を繋ぎあわせる試みとして位置づけることができる。

ただ、本稿は、主として金貨、銀貨、銭貨という金属貨幣についての歴史の変遷を辿ってきたものであり、中世以降貨幣的な役割を果たしたといわれている、為替、折り紙、あるいは紙幣に類する手段については検討の対象としていない。これら一種「信用」の概念が包含される貨幣的手段が果たした役割は今後解明すべき重要な課題である。

参考文献

- 足立啓二、「東アジアにおける銭貨の流通」、荒野泰典、石井正敏、村井章介編『アジアのなかの日本史 海上の道』、東京大学出版会、1992年
- 阿部謙二、『日本通貨経済史の研究』、紀伊国屋書店、1972年
- 井上正夫、「12世紀末における日本への宋銭の流入の問題について」、『社会経済史学会第68回全国大会要旨』、社会経済史学会、1999年
- 岩橋 勝、「小額貨幣と経済発展 問題提起 」、『社会経済史学』Vol. 57-2、社会経済史学会、1991年
- 、「徳川時代の制度的枠組」、速水 融・宮本又郎（編）『日本経済史・第1巻：経済社会の成立』、岩波書店、1988年
- 大貫摩里、「江戸時代の貨幣鑄造機関（金座、銀座、銭座）の組織と役割 金座を中心として」、『金融研究』第18巻第4号（本号）、日本銀行金融研究所、1999年
- 岡崎哲二、『江戸の市場経済 歴史制度分野からみた株仲間』、講談社、1999年
- 加藤 繁、『中国貨幣史研究』、東洋文庫、1991年
- 神木哲男、「中世末～近世初期における貨幣問題」、『社会経済史学』Vol. 57-2、社会経済史学会、1991年
- 黒田明伸、「16・17世紀環シナ海経済と銭貨流通」、歴史学研究会『越境する歴史学』、青木書店、1999年
- 小葉田 淳、『日本鉱山史の研究』、岩波書店、1968年
- 、「『日本歴史新書 日本の貨幣』、至文堂、1958年
- 齋藤 努・高橋照彦・西川裕一、「中世～近世初期の模鑄銭に関する理化学的研究」、『金融研究』第17巻第3号、日本銀行金融研究所、1998年
- 桜井英治、『日本中世の経済構造』、岩波書店、1996年
- 中島圭一、「日本の中世貨幣と国家」、歴史学研究会『越境する歴史学』、青木書店、1999年
- 永原慶二、『日本経済史』、岩波書店、1980年
- 日本銀行金融研究所、「ワークショップ『わが国幣制の変遷と対外関係 前近代を中心として』の模様」、『金融研究』第15巻第1号、日本銀行金融研究所、1996年
- 、「金融研究会『日本の貨幣・金融史を考える～古代の貨幣および中世から近世への移行に伴う貨幣の変容を中心として』の模様」、『金融研究』第16巻第2号、日本銀行金融研究所、1997年
- 日本銀行調査局、『図録 日本の貨幣』第1巻、東洋経済新報社、1972年
- 、「図録 日本の貨幣』第2巻、東洋経済新報社、1973年
- ヒックス、J・R、『経済史の理論』、新保 博訳、日本経済新聞社、1970年
- 保立道久、「平安時代の国際意識」、村井章介・佐藤 信・吉田信之（編）『境界の日本史』、山川出版社、1997年
- 増井経夫、『中国の銀と商人』、研文出版、1986年

- 三上隆三、『江戸の貨幣物語』、東洋経済新報社、1996年
、『江戸幕府・破産への道』、日本放送協会、1991年
- 宮本又郎、『徳川時代の市場と貨幣』、社会経済史学会（編）『社会経済史学の課題と展望』、有斐閣、1992年
- 安国良一、『貨幣史における近世 錢貨を中心に』、永井久美男（編）『近世の出土錢
論考篇』、兵庫埋蔵錢調査会、1997年
- 脇田 修、『織田信長』、中公新書、1987年
、『秀吉の経済感覚』、中公新書、1991年
- 脇田晴子、『室町時代』、中公新書、1985年